

近年の保護率の推移

区 分	堺市全域				中区			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年3月1日	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年3月1日
被保護世帯（世帯） （対前年度比）	19,276	19,305	19,303	19,322	2,604	2,613	2,657	2,700
	100.0%	100.2%	100.0%	100.1%	99.4%	100.3%	101.6%	101.6%
被保護人員（人） （対前年度比）	25,255	24,955	24,675	24,457	3,484	3,455	3,482	3,500
	98.9%	98.8%	98.9%	99.5%	98.0%	99.1%	100.7%	100.5%
管内世帯（世帯） （対前年度比）	393,438	396,068	397,419	399,598	55,627	55,943	56,174	56,558
	100.7%	100.7%	100.3%	100.5%	100.5%	100.5%	100.4%	100.6%
管内人口（人） （対前年度比）	835,106	832,090	827,184	820,209	123,094	122,294	121,445	120,139
	99.7%	99.6%	99.4%	99.2%	99.3%	99.8%	99.3%	98.9%
保護率	30.24 %	29.99 %	29.83 %	29.82 %	28.30 %	28.26 %	28.67 %	29.13 %

（出典：堺市 生活保護統計 令和5年2月分月報）

近年の世帯類型の構成

世帯類型	区分	堺市全域				中区			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年3月1日	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年3月1日
高齢者	世帯数	10,790	10,865	10,933	10,947	1,407	1,410	1,456	1,501
	対前年比	101.2%	100.7%	100.6%	100.1%	100.7%	100.3%	103.2%	103.1%
	割合	56.1%	56.4%	56.7%	56.7%	54.1%	54.1%	54.9%	55.7%
母子	世帯数	1,239	1,165	1,084	982	204	196	187	187
	対前年比	93.7%	94.0%	93.0%	90.6%	43.5%	96.0%	95.5%	100.0%
	割合	6.4%	6.0%	5.6%	5.1%	7.9%	7.5%	7.1%	6.9%
障害者	世帯数	2,560	2,659	2,769	2,986	370	397	401	433
	対前年比	102.6%	103.9%	104.1%	107.8%	101.3%	107.5%	100.8%	108.1%
	割合	13.3%	13.8%	14.4%	15.5%	14.2%	15.3%	15.1%	16.1%
傷病者	世帯数	2,703	2,612	2,512	2,308	409	390	379	362
	対前年比	95.7%	96.6%	96.2%	91.9%	99.0%	95.2%	97.2%	95.6%
	割合	14.0%	13.6%	13.0%	12.0%	15.7%	15.0%	14.3%	13.4%
その他	世帯数	1,953	1,968	1,976	2,076	209	212	229	213
	対前年比	100.8%	100.8%	100.4%	105.1%	102.5%	101.4%	108.1%	93.1%
	割合	10.1%	10.2%	10.3%	10.7%	8.0%	8.1%	8.6%	7.9%

(出典：堺市 生活保護統計 令和5年2月分月報)

標準配置数との比較

実施機関名	査察指導員							現業員								
	標準数	現員	現業経験のない者の数	社会福祉士の者の数	(R4.4.1)	(R3.4.1)	(R2.4.1)	標準数	地区担当員	うち生保現業専任	うち休職等職員	経験年数1年未満の者の数	社会福祉士の者の数	(R4.4.1)	(R3.4.1)	(R2.4.1)
					現員 / 標準数	現員 / 標準数	現員 / 標準数							現員 / 標準数	現員 / 標準数	現員 / 標準数
堺区	10	8	1	6	8 / 10	8 / 10	8 / 10	71	56	53	1	16	22	56 / 70	51 / 71	45 / 71
中区	5	3	0	2	3 / 5	3 / 5	3 / 5	33	27	26	1	7	10	27 / 33	22 / 33	20 / 33
東区	2	2	0	1	2 / 2	2 / 2	2 / 2	17	15	15	1	4	6	15 / 17	11 / 18	10 / 17
西区	5	4	0	2	4 / 5	4 / 5	3 / 5	37	28	27	1	7	14	28 / 36	21 / 37	20 / 36
南区	5	5	0	3	5 / 5	5 / 5	5 / 5	37	31	31	2	8	13	31 / 38	27 / 38	26 / 39
北区	6	4	0	2	4 / 6	4 / 6	4 / 6	39	30	29	5	9	15	30 / 39	25 / 38	23 / 39
美原区	1	1	0	1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	5	3	3	0	1	2	3 / 5	2 / 4	2 / 4
計	34	27	1	17	27 / 34	27 / 34	26 / 34	239	190	184	11	52	82	190 / 238	159 / 239	146 / 239

(出典：令和4年度 厚生労働省生活保護施行事務監査資料)

査察指導員の職種・経験年数

令和4年4月1日時点

実施機関	分類	査察指導業務経験年数（人）				計 （人）	ケースワーカー業務経験年数（人）				（参考） 休業・兼務等 （人）
		～1年	1～3年	3～5年	5年～		～1年	1～3年	3～5年	5年～	
堺区	事務職		2		1	3				3	0
	社会福祉職	2	1	1	1	5	1			4	0
中区	事務職				1	1				1	0
	社会福祉職	1		1		2				2	0
東区	事務職			1		1				1	1
	社会福祉職				1	1				1	0
西区	事務職				1	1				1	0
	社会福祉職		2		1	3			1	2	0
南区	事務職				1	1				1	0
	社会福祉職	1	3			4	1			3	0
北区	事務職			1	1	2			1	1	0
	社会福祉職		1	1		2				2	0
美原区	事務職										0
	社会福祉職	1				1			1		0
全区	事務職	0	2	2	5	9	0	0	1	8	0
	社会福祉職	5	7	3	3	18	2	0	2	14	0

（令和4年度 厚生労働省生活保護施行事務監査資料より引用）

ケースワーカーの職種・経験年数

令和4年4月1日時点

実施機関	分類	ケースワーカー業務経験年数				計	(参考) 休業・兼務等
		～1年	1～3年	3～5年	5年～		
堺区	事務職	12	7	3	1	23	1
	社会福祉職	3	13	4	13	33	1
中区	事務職	7	4	1		12	1
	社会福祉職	2	2	1	10	15	1
東区	事務職	4	1	1	1	7	0
	社会福祉職		2		6	8	1
西区	事務職	6	2	1	1	10	1
	社会福祉職	1	5	2	10	18	2
南区	事務職	6	3	1		10	0
	社会福祉職	4	5	3	9	21	2
北区	事務職	7	3	3		13	2
	社会福祉職	2	4	1	10	17	1
美原区	事務職						0
	社会福祉職			1	2	3	0
全区	事務職	42	20	10	3	75	5
	社会福祉職	12	31	12	60	115	8

(令和4年度 厚生労働省生活保護施行事務監査資料より引用)

健康福祉局生活福祉部生活援護管理課による生活保護施行事務監査の実施状況

(1) 監査体制等	標準的な監査班の体制	班 長	課長
		班 員	7名〔課長補佐1名、適正化担当主査1名、保護係長1名、同係員（監査担当）4名〕
		監査日数	5日
	役割分担	課長	組織運営ヒアリング、個別ケース検討、講評
		課長補佐	組織運営ヒアリング、個別ケース検討
		適正化担当主査	組織運営ヒアリング、査察指導員ヒアリング、事項別検討、医療・介護、個別ケース検討
		保護係長	組織運営ヒアリング、査察指導員ヒアリング、事項別検討、法第63条・78条、個別ケース検討
同係員（監査担当）	組織運営ヒアリング、査察指導員ヒアリング、事項別検討、医療・介護、法第63条・78条、経理・債権管理、個別ケース検討		
その他管理係	事項別検討（経理・債権管理）		
(2) 組織運営ヒアリングの状況	ヒアリング実施者	課長、課長補佐、適正化担当主査、保護係長、同係員（監査担当）	
	実施時間	監査初日に4時間程度実施	
(3) 事項別検討の状況	保護の面接相談、保護の廃止の対応状況、法第63条・78条、資産（2年に1回、）、医療・介護		
(4) 査察指導体制の指導状況	ヒアリング実施者	保護係長、適正化担当主査、同係員（監査担当）にて2時間程度実施	
	実施時間	ヒアリングシートを用いて、一人ずつヒアリングを実施	
(5) ケース検討の状況	抽出ケースの実施機関への通知日	概ね監査1日前	
	1日のケース検討数（標準的な例）	〔監査班員1人あたり〕5ケース×〔監査班員〕7人×〔日数〕3日＝105ケース ※令和4年度はコロナ禍のため3ケース×7人×2日＝42ケース	
(6) 事前検討及び事後検討の実施	事前検討の実施状況	開 催	監査1日前
		参 加 者	課長、課長補佐、適正化担当主査、保護係長
		所要時間の目安	1～2時間程度
		検 討 内 容	事前検討シート、福祉事務所指導台帳、監査実施結果報告、是正改善報告、今年度監査資料等を用い、保護動向、地域の保護にかかる社会的諸条件等を分析、他の福祉事務所との比較等により、問題の所在を予め把握する。
	事後検討の実施状況	開 催	監査終了後
		参 加 者	課長、課長補佐、適正化担当主査、保護係長、同係員（監査担当）
		所要時間の目安	1日程度
		検 討 内 容	組織運営管理の状況（職員の業務分担、保護の実施に係る進行管理状況等）、個別ケース検討・事項別検討の結果
	結果通知の発出	監査終了後、概ね1ヶ月以内	
	是正改善状況の確認	結果通知の発出後、概ね1ヶ月以内	
確認方法	個別ケース検討において是正改善が必要なケースについては、個別に措置結果を記入するエクセルシートを作成し、各実施機関に提出を求めている。		

参考資料2 堺市における生活保護の動向・実施体制



健康福祉局生活福祉部生活援護管理課による直近5年間の生活保護法施行事務 監査の実施状況

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
6月				中保健福祉総合センター 18日(火)～24日(月) (5日間)	
7月					中保健福祉総合センター 24日(火)～30日(月) (5日間)
8月	南保健福祉総合センター 2日(火)～8日(月) (4日間)		厚生労働省監査 本庁+東保健福祉総合センター 3～4日厚労省、5～6日市監査 3日(月)～6日(木) (4日間)	西保健福祉総合センター 20日(火)～26日(月) (5日間)	厚生労働省監査 本庁+西保健福祉総合センター 20日(月)～24日(金) (5日間)
	美原保健福祉総合センター 23日(火)～25日(木) (3日間)				
9月	北保健福祉総合センター 21日(水)～27日(火) (4日間)	美原保健福祉総合センター 28日(火)～30日(木) (3日間)		厚生労働省監査 本庁+美原保健福祉総合センター 2日(月)～6日(金) (5日間)	東保健福祉総合センター 25日(火)～28日(金) (4日間)
10月	西保健福祉総合センター 20日(木)～25日(火) (4日間)	中保健福祉総合センター 19日(火)～22日(金) (4日間)	西保健福祉総合センター 8日(木)～12日(月) (3日間)	北保健福祉総合センター 18日(金)～29日(火) (7日間)	美原保健福祉総合センター 23日(火)～25日(木) (3日間)
11月	厚生労働省監査 本庁+中保健福祉総合センター 28日(月)～30日(水) (3日間)	東保健福祉総合センター 4日(木)～9日(火) (4日間)	美原保健福祉総合センター 4日(水)～5日(木) (2日間)	堺保健福祉総合センター 19日(火)～28日(木) (8日間)	堺保健福祉総合センター 19日(月)～29日(木) (8日間)
		堺保健福祉総合センター 24日(水)～30日(火) (5日間)	中保健福祉総合センター 25日(水)～27日(金) (3日間)		
12月	堺保健福祉総合センター 15日(木)～21日(水) (5日間)	北保健福祉総合センター 書面監査	堺保健福祉総合センター 2日(水)～7日(月) (4日間)	東保健福祉総合センター 17日(火)～20日(金) (4日間)	南保健福祉総合センター 13日(木)～21日(金) (7日間)
1月	東保健福祉総合センター 26(木)～31(火) (4日間)	南保健福祉総合センター 書面監査	南保健福祉総合センター 7日(木)～12日(火) (3日間)	南保健福祉総合センター 21日(火)～29日(水) (7日間)	北保健福祉総合センター 10日(木)～21日(月) (7日間)
		西保健福祉総合センター 書面監査			
2月			北保健福祉総合センター 5日(金)～9日(火) (3日間)		

健康福祉局生活福祉部生活援護管理課によるケースワーカー研修の実施状況

●研修の実施状況

ケースワーカーの習熟度に応じた研修を本庁課にて実施。

令和2～3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本庁課によるケースワーカー研修は未実施。

令和4年度については、日程を短縮してケースワーカー研修を実施。

令和4年度ケースワーカー研修カリキュラム	
研修名	内容
新任・新採ケースワーカー研修 (1日間)	生活保護制度全般・実施要領全般
	ケースワーカー業務全般
	医療扶助・介護扶助について
	就労支援・子どもの支援について
	グループワーク
2年目ケースワーカー研修 (1日間)	生活保護の要否判定について
	保護の廃止について（辞退届等）
	支援者としての心構え（傾聴のポイント）等
	助言指導及び指導指示について
	63条・78条の取扱いについて
3年目ケースワーカー研修 (1日間)	グループワーク
	支援者としての心構え（話の聴き方（傾聴）のポイント）等
	指導監査について
	グループワーク

健康福祉局生活福祉部生活援護管理課によるケースワーカー研修の実施状況

(参考) コロナ禍以前の研修

令和元年度ケースワーカー研修カリキュラム				
日程	内容	日程	内容	
新任・新採ケースワーカー研修 (前期) (3日間)	生活保護制度全般	2年目ケースワーカー研修 (前期) (2日間)	生活保護の要否判定について	
	実施要領全般		保護の廃止について (辞退届等)	
	大阪府警察による防犯研修		第三者行為求償権について	
	実施要領 (保護の決定、最低生活費、加算、収入認定、指導指示)		助言指導及び指導指示について	
	ケースワーカー業務全般		適正な施術の取扱いについて	
	マイナンバーについて		稼働能力判定について	
	各種調査について		63条・78条の取扱いについて/61条・資産申告について	
	保護適正化について		リバースモーゲージについて	
	医療扶助について		死亡時の対応について	
	介護扶助について		グループワーク	
	就労支援について		2年目ケースワーカー研修 (後期) (1日間)	資産の活用について
	子どもの支援について			審査請求・行政不服審査法について
	生活困窮者自立支援制度			特費事務・住まいのない者への対応
新任・新採ケースワーカー研修 (後期) (2日間)	扶養義務者の考え方・取扱いについて	3年目ケースワーカー研修 (1日間)	就労支援について	
	就労自立給付金・進学準備給付金について		調剤報酬の適正化について	
	統計処理事務について		指導監督について	
	債権管理、保護費の取扱いについて	3年目ケースワーカー研修 (1日間)	適正化について	
	年金制度・障害年金の請求について		子どもの支援について	
	介護扶助について			
	医療関係について (他法他施策等)			
	レセプトを活用しよう			
	事前シートを利用した訪問記録の書き方			
	グループワーク			